

## 質問に対する回答書

- ・事業名：県有施設等における公共用EV充電設備導入事業
- ・回答掲載日：令和8年5月12日（火）

	質問	回答
1	<p>別紙：設置候補施設一覧 について</p> <p>・候補施設のうち、24時間開放の施設のみに設置することは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書10. その他（3）に記載のとおりです。なお、24時間開放されている施設のみに設置を限定する場合、募集要項（別紙）審査基準 1. 評価基準の審査項目のうち「充電器の定格出力及び設置数」において、設置数が減少することから、評価点が下がる可能性がありますのでご注意ください。</p>
2	<p>別紙：設置候補施設一覧 について</p> <p>・24時間開放ではない施設に対して、弊社で車止めチェーンポールを設置することで、24時間開放に変更することは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書3. 候補施設（充電設備の設置場所）（2）に記載のとおりです。</p>
3	<p>別紙：設置候補施設一覧 について</p> <p>・急速充電器を設置する場合、充電器とキュービクル及び引込柱（電柱）の設置が必要になります。通常は、これらの機器設置スペースとして1車室分を使用しております。駐車場の後ろ等に機器等を設置する場所（植栽伐採等して）はございますか。</p>	<p>仕様書4. 充電設備の種類及び設置条件（3）に記載のとおりです。なお、急速充電器を設置する場合、募集要項（別紙）審査基準 1. 評価基準の審査基準のうち「急速充電器の場合、配置計画が既存車室を減らさない工夫がされているか。」において、既存車室の減少を前提とした提案の場合、評価点が下がる可能性がありますので、ご注意ください。</p>